

年 月 日

米原市長 様

申込者 住所
氏名

印

元付け型浄水器等に係る誓約書

このたび、米原市 番地 における給水装置への元付け型浄水器等の設置について、下記の事項を誓約します。

記

- 1 元付け型浄水器等（「以下、浄水器」）の使用により、水道水中の残留塩素濃度が法定基準の0.1mg/l以下の濃度まで除去されることがあり、配管状況や使用状態等によっては、家屋内に給水される水が細菌等により汚染される可能性があることを理解し、浄水器の適正な衛生管理を行います。
- 2 米原市の水質責任範囲は当該浄水器の上流までであることを理解し、これより下流側の水質について問題が生じても当方の責任において解決し、米原市に対して異議申し立てをしません。
- 3 浄水器の設置、使用に起因して、水压低下、出水不良等の問題が生じても当方の責任において解決し、米原市に対して異議申し立てをしません。
- 4 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、この誓約書の趣旨を譲渡人に十分に理解・把握させ、継承します。